繪入

武家重寳記

五冊内

一

ケ5
99
1

元禄甲戌歳新版

繪入五巻

武家重寶記

發兌書賈　千鐘房　文徳堂

99 1-5

序

小野[illegible]道風の出生し和漢朗詠集を秘蔵
せる人ことを或人いへる所謂治世には弓を袋にし
いま剱を筥に納めて用ゆるなり乱世にいたりても
士卒一同にいれバ木を斬て兵とし竿を掲て旗
として秦の世を滅せし事もあり是によりて
じ武藝を一にして用に立ぬものとなり子が曰武ハ
威を兵具を備へ天下を成し武藝を精して守
戦の要害とそなり和漢ひらしより歴く然ら
されバ士として武藝精しかざれバ天下を利するを

忍ぶ仮とらへどもの人又曰無懐葛天乃世にいふ所
結構なりしをもつし無佛世界は地獄へおちる人也
しかるに然れも今ぞ大道をうしなひて仁義あり武藝あ
りて乱代闘諍かさなる人と器とはわり合つかひ強て
武藝なくてかなはぬ物といふて心の武藝こそ士たる
本意なれとかたき情断に云やまぬぞ

洛下 艸田子 識

武家重寳記巻之一

目録

一 武士并に物部侍といふ名目の事

二 武士諸役名目とある事

将軍 大老 大名 守護 名代
目付 大番 奉行 物頭 籏本
近習 小姓 右筆 籏頭 代官
物見 奏者 与力 用心 徒黨
警固 足軽 侍頭 小人 中間
牢人 鷹近 郎卒

三 姓苗氏名紋判形の事

四 武家敷並居所并名目とある事

城郭　丸　天守　鯱
挟間　外桝形　多門　武者走　犬走
追手　搦手　蹴出し　外張
玄関　武者溜　厩

㊄
諸侍礼義躾方
侍の四科　使者　奏者　太刀折紙
刀人に見する作法の事
奉公人心得の事

武家重宝記巻之一

㊀武士総じて侍といふ名目なり
武は威あり勇あり剛ありといふことをかねて
ともじなり謚法に剛強にして直理あるを武といふと
あり武といふ字をわかちてみれば戈にさかひ止に志さ
ふ戈を止るの義なれば武は勇剛にして仁義あるべ
き理なりいさむを武といへども勇に血氣の勇あり仁義の
勇あり仁義の勇は君子のこゝろ血氣の勇は
君子なるべし心なり武は仁義をえらむをまもると知
ぞしてひたすらにいさむを武とおもふはひがごとなり

古語にも文事あるものハ武備ありと。文武の二道ハ車の両輪鳥の両翼のごとく、欠べからず。文をさきとすゝんで仁義をもつぱらとし、武ハ武道を備ふるをわざとし、文をもつて天下をおさむるを王道とし、武をもつて天下をおさむるを覇道といふ。天下泰平なる時ハ仁義をもつぱらとし、乱世ハ法をもつぱらとし、進退應對の禮を宗とす。世間さハがしき時ハ覇道をもつはらとし、軍旅のことをなし、天運地利人和の三つをもつてこそ、今の代に仁義をもつて世をおさむるハ勇なくて叶がたく、まされども鉄の器にてかへしてもさはいへども武

とゞめぬべしといふべし。御武士とよれてぬるといふハ上代のことぞかし。神武天皇よりはじめとして日向の国を出、十ヶ年を経て大和の畝傍山をきりひらきはじめて内裏をつくり帝とならせ給ふ。これを橿原宮といふ。宇麻志麻治の命と道臣の命とあり、武功そぐれられよりて軍兵をめしあつめ内裏をけいごす。道臣の命ハつねに来目部といふ軍兵を来目部と号す。宇麻志麻治の命ハさらに物部と号す。軍兵をハ物部といひて、物部ハ根元なり。文武士を侍といふハ、そなへて民間を出て公卿の家に侍ふといふ心なり

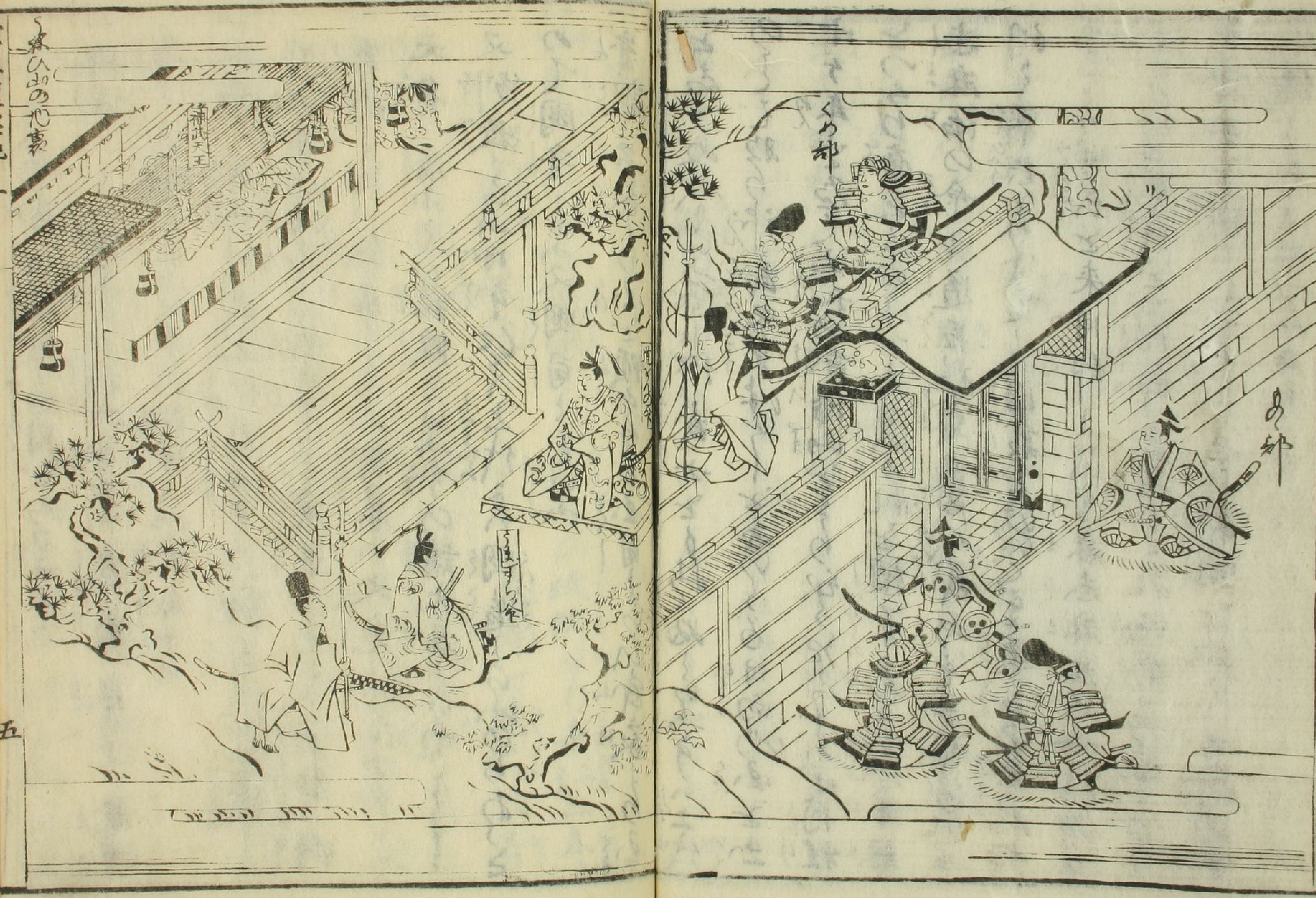
くめ部
神武天王

（二）武士諸役名目をしるす

一 将軍とハ諸軍を将のかしら 幕府 幕下 麾下 戯下 大樹といふもみな将軍の異名なり

一 大老 應安のころ上杉畠山なとの時節にハ管領といふ北条の時節ハ執権とも後見ともいふ京都将軍のときハ執事といふ近来ハ大老といふなり

一 大名 昔ハ諸侯といふ今の諸大名といふごとし又御牧といふ日本ハ上代にハ国造といふのちあらためて国守といふ又国司ともいふ

一 守護 公家より国を領ずるを国司といひ武家より国を領ずるを守護といふ頼朝のときよりはじまり[illegible]

一 所司代 むかしハ探題といふ遠境の政所なり永仁三年はじめて鎮西の探題として北条の兼時を筑前に居らしめ中国の探題として北条久時を長門に居らしむ

一 目付 むかしハ目代とも眼代ともいへり北条のとき山木判官平兼隆伊豆の国の目代なりと見え

一 大番 此号ハ頼朝のときよりはじまれる平家のついで此頃の事なり

一 奉行 この名鎌倉よりおこる属累所に出仕する勅當奥奉行 又 信受奉行 又 侍所奉行なとの文

孫とよばれてあづくるその奉行しハ上のおほせを奉て
下へ行ふ事なり奉行ハ守護の下司なり
一 物頭 むかしハ頭人といへり
一 旗本 将軍直参の人をいふ旗本しハ将軍をば
幕下とも麾下ともいふ詞よりしてあづけしり
一 近習 主君のそばに近く拝て勤仕する士を近
習といひもとに外まへにゆる武士を外様といふ日ハ拝あくる
一 小姓 扈従とかくべし漢書上林賦に扈従ニ行と
又り説に扈従ハ随侍の義也とあり
一 右筆 礼記に動ハ左史これを書し言ハ右史文す

と書といふ義によれり続筆ともいふなりしが武家にハ
右筆といふ禁中にてハ筆とりを外記内記といふ
一 地方 文治建久のいにしへより
一 代官 守護人の下司なり一郡一郷の仕置をつ
かさどる也公方の代官あり給人の代官ありて年
貢知行方ときハ紀百姓の公事訴訟をさばく役なり
一 物見 唐にてハ斥候といふ人に先じて敵のこゝろ
ひをみるところものゝ義経西国下向のとき武蔵坊
物見しけるが旧記に見へたり
一 忍者 敵城へしのびいりて密事をさぐるものなり

むかしより伊賀甲賀に住せられたる士ありて子孫
つたへしなり

一与力同心　中古与力同心といひしハ荘園の主その
所の地をあづかりたる者を守護の被官にハあら
ずしてありしを兵役あるときハ近隣の守護人に志を
通じて被官同意に力をあはせ花与あるときハ与力ととを
同心ともいひしが今ハ与力同心といひその品異なる
其近所すべてを侍大将に属しあづけらる一騎の
士と組子とを同心ともいふなり今ハ同心ハ
足軽の名とす

一徒若党　青葉者なんど云て騎兵にあらざる士卒
なりしなるを今下級の刀指を浅黄者と呼ハ誤也

一警固　警ハいましめ固ハかたむるなり非常をいまし
めてその場を固むるの名なり

一足軽　大将の一麾にしたがひて進退自由なるか
且ハ足軽とよぶなり

一宰領　宰ハつかさ領ハすべるなり人夫をつかさどるの

一小人　万石以上の下級を小人といふそれより以下
の家にてハ小者といふ

一中間　内外をとりつくろふ卒に通じて手弁じつ

かなつくゆへ小中間吏といふこゝろなり

一藏人　今乃口とろをのかり又閽人ともかくべし

一鷹匠　鷹師ー犬ー厨ー居ー鋳ー飯ー常

一生　しきゆかり家よまわりて文字ろぐひ之

一列卒　子盧の職よ出ら今俗よ勢子と云

㊂姓苗氏名判形の事

一うじに姓氏のころわり姓といふハその祖考より出て

みでたるを云そのうをわかり百世といへども変ぜずつゐの

氏といふハそれ子孫のわかれてこうれうるをいふ

いへるのかり数世かして変するところのかり多くへど姓ハ

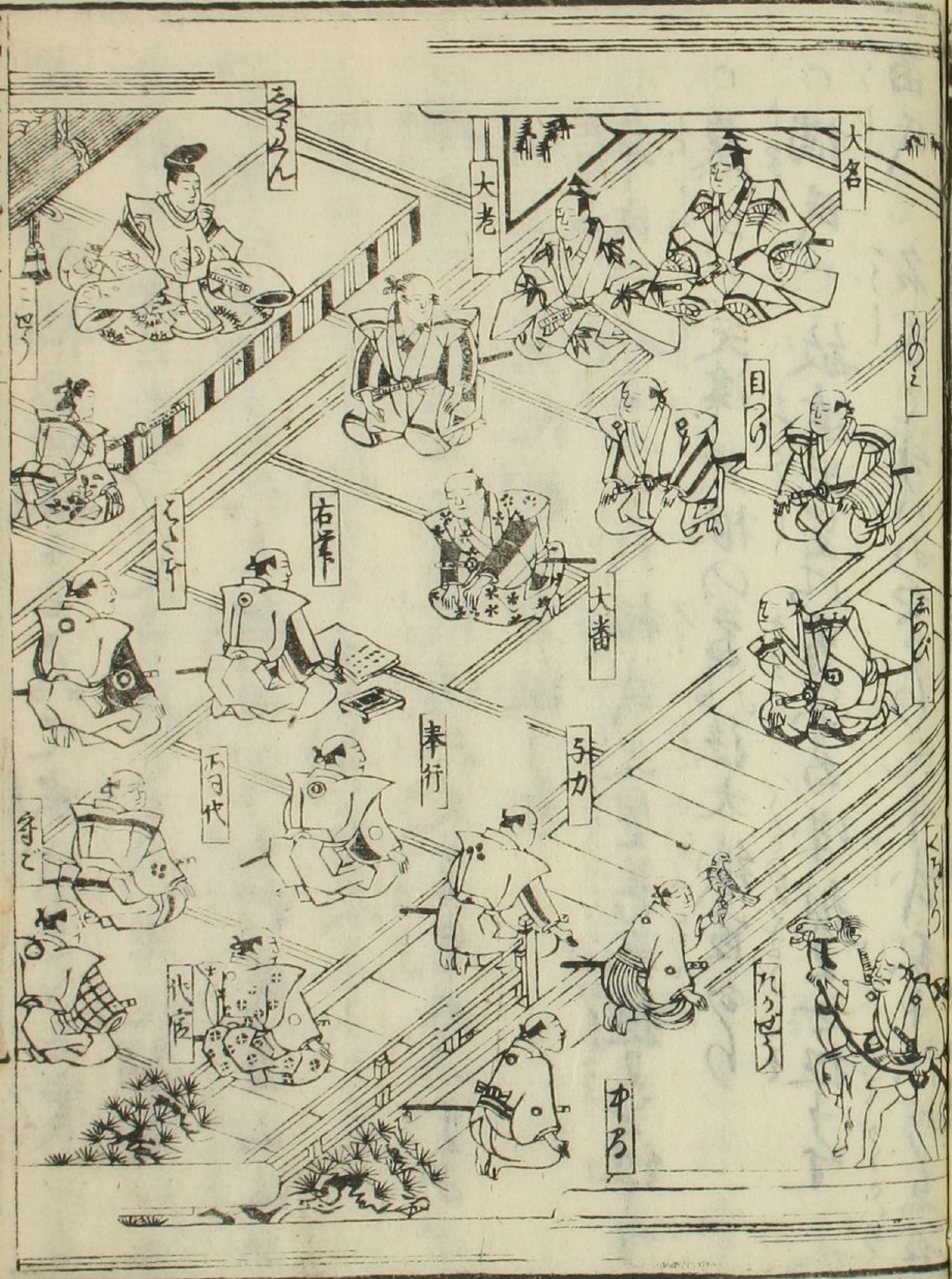

源平藤橘の四姓ハこれにて末代までも変らず
なりしに氏ハおゝく出来れてその分れ多しゆへに
へて源の姓のうちにも新田氏足利氏畠山氏など
ともいふがごとし これにてよく分ちおぼゆべし
○源氏ハ人王五十六代清和天皇第六の皇子
貞純親王を祖とす
○平氏ハ人王五十代桓武天皇第五葛原親王を祖とす
○藤氏ハ天津児根の命の孫大織冠なり
○橘氏ハ敏達天皇の曽孫葛城親王を祖とす
一 苗氏 名字と書ハあやまりなり今武家に称号をも名
と名字といふハ理なきにあらずといへども一通ハ本
行の一色といふ所よりいで二階堂ハ二階堂といふ
堂ありしに居られしによりておのれこれを称号
とし名乗り苗氏といふハ所謂源の苗裔にて新
田氏足利氏といふ類ひなり
一 名 孟子に名ハ揖るところなりとあり子うまれて名
付るに周の制に子生れて三月に妻子をとりて
父に見へし父子の手をとりて咳して名
付るとあり孔子の子伯魚うまれし時孔
子に鯉魚をおくるものありし孔子よろこびたまひて

子を鯉魚となづけたまへり和靖もそも子うまれて
七夜のうちに名をつくるなりされば幼名といふ
も名といふ元服してよぶを字といふ曲禮にも男子二
十にして冠して字つくとありてのち生たる時の
名をよぶを諱といふ和靖にて常に人の名といふは
官名なり竹右衛門竹兵衛竹助といふたぐひは官名に
文字に名乗といふものあり是も名といふたぐひなり

一 紋 いまも武家に紋をさだめて一家の證とす其の
かしらわけ族なし一姓のうちにも正統と庶流
のまじりあればとて紋のかはりをもちひ是は常紋替紋

の紋代々紋まじはりてその数多し今いふ一引二引
なぜいはむかし天子より日月の御紋をくだしたまふ紋なり
⊖は日といふ字⊜は月といふ字なりこれを引両と云

一 判 是はしるし諸事判断のしるしにて是も延喜
に正しく継授のためにあずかりゆえに判といふ判と云
る事神代よりあるなり天照大神素戔嗚尊の御
とちかひありし時に誓をたてたまひ付させたまひ名の
あり今時代すくも符りて神璽と名付る事
なりて三種の神器の一つなり神代の判の
判は人の亀卜なれば吉凶あるべきものなり撰へし

（四）武家殿屋居所の名目を志るす

一 城郭　うちを城といひ外がへを郭といふ

一 丸　城ハ小圓とうしろもろの堺の名なりこの丸しハよぶん本丸二の丸三の丸其外の丸西の丸といひ又ハ郭曲輪といふなり

一 天守　公方の御城をいひて天守とも殿主の居城にてハ殿主とも書べし　本朝にてハ天正四年正月に信長城を江州安土山に築なれバ是天守の始なり

一 鯱　又鯱虎とも書べし　鯱ハ海中の魚なりよく潮水を吹て雨をくだす故に火災をいとふ咒のために上

げなり家の天井蟇股鴟尾をもつくる不乏二いふ松を縁をもりて火災をさくる咒なり

一 狭間　○△これハ鉄炮の狭間なり□これ矢狭間なり此外にも月圓形もあり軍家に習あり

一 桝形　城門一二の間の武者屯といふ軍法家にハ五八の矩なとゝいふ習ありこの門のうちにかいいたく枚としてる出るとりて外形といふなり城郭のうちの廣き地なり武者屯とも馬屯ともいふ

一 多門　今ハ長屋を多門といふ松永久秀より始る

一 武者走大走　城乃屏なり内の方土居さへハ横りの

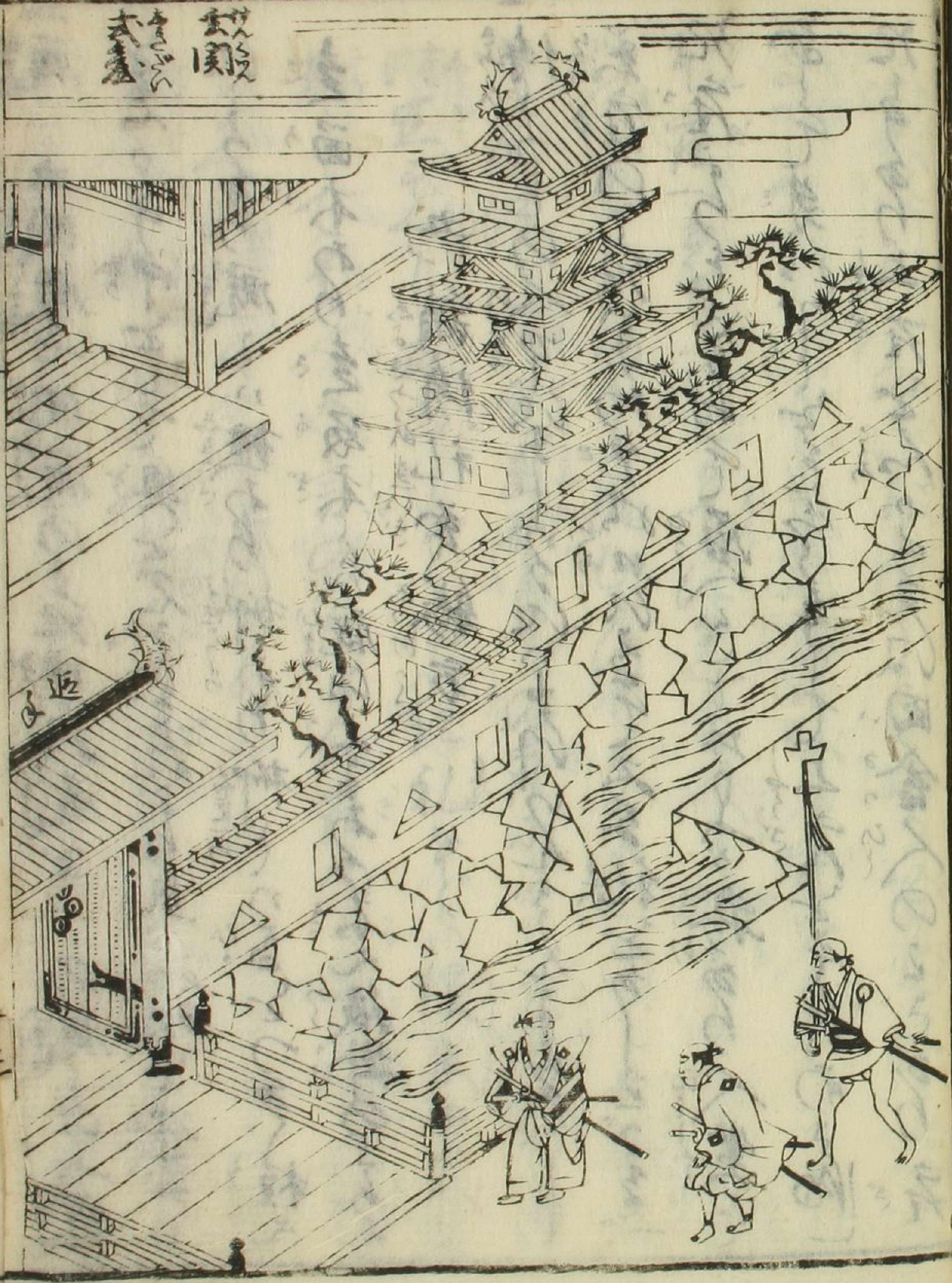

乃丸武者走といふ一二の門の前に雁木あり新階の
ごとく段々につくれる塀乃扉の外のきハの横側の石
を大走といふなり

一追手の搦手　城のおもてを追手といゝ搦手といふ

一蹴出外郭　陣場の前後乃まハりを前の蹴出後の蹴
出といふ陣場乃遠をめぐりを外郭といふ

一玄関　玄ハ幽玄として奥ふかき事乃始めなりもこの門
関ともいひて入る始めを玄関といふ

一武台　客来のときに主人出向て礼式をするなれ
ば武台といふ又武者溜を何とあり

一 厩　五間厩七間厩のうち中なる厩を一の厩といふ厩をいふ其中を以て奥とさだむそれより奥なる次を次第にそれより厩には櫪あり柳あり柳といふをつなぐ柱に立る木あり立る木とは厩の上にある木の役掛のこと

五　諸侍礼義躾方

一 侍たるもの人中にまじはりてはいんぎんにすべし若座の内ならば戸なる口にゐてみだりに礼をなすべからず其座をさらずして居へきと心得よ勝なる人へ贈をなして身なりしたゞしてやはり上座をもつはわきへ過それより上座をとかく心得は田舎人のことさなり座の次第は主人の位におふじて御前へ出る時は先祖などあるべからずひさをつきて座を立ずして行下座へさがりては主が下にあるべき人に酌をすべし盃の礼などもわきまへしむべしつゝしみて聞分べき也かんじんの評定其余の座のなくては見るべからず時宜をなすべし惣じて貴人の言のいづれ座のある時は礼をどうでもくわんといふあり

一 主人に奉公する人主人の御座ちかき所にてうらん又あるを恥とし戸なれわけそわく足かし

つかハむろうありて又ハごぜんにおゐて御側のものハ膝をつく也
ぬきいれ候ハゞ手をつくべし又いかにかうしたるありとも妻子
そへ紙入のかみ扇つかうべからず汗をのごひ髪
をかしくつかふ次に鼻紙なとかみ候ハゞ陰へむきて
扣へて汗をのごひ候ハ又おもくを御側のものへ
はゞかりてそつとするハ扇とも心得てしるしてとり
くちおさへて次
一　主人の心もちならぬとき顔つきはさしつかへて
鬢をつくろひ髪をゆひて親のまへへ出べしさて主
人の前へ出仕いたすべし退出のときも同前

へいでゝ時宜をうくべし
一　主人のはなれおひらんとおもハるゝところへむかふ事
一　家の子も中へ又そうしまする事をゆるせらるゝとも
同心中又ハ主人へまゐりつゝ紀かすやかへし人に色
ばかりしまうしぞ出来なりのよくて主人の仰さま
あさひおかせ付られ人のをむかへしと存じ候はず
なる紀有又主の紀人年来の事をかへしのけ主人の
はま人さしおかるゝ見ゆべく主人へ見えて下
又他人のことをゑらろさるゝうかひかへるゝうか
一　主人又ハ貴人よむかひてものやと紀ハたゝとよごが顔を

そふてたゞいきぬかぬやうに心得べし

一 顔色の御機嫌もよくしたるものを披露ハあるべからずよく〳〵時宜をうかゞひてこれを申べきこと又女
中ちかきかたの所にてハ心あしく思はるゝこともあるべしとかく
ど御上近き時ハ心なく御前にてハゆるすましく物かたりすべからず
色々人の身の上を人中にて何となく口にいださぬそれ所をさら
のくだし耳さこて聞べからず

一 奉公する人さればこそ武道をこゝろざしてなりとも志をしつかりそ
忠ハ出来まじきものなり仁義の勇気と血気の
勇気をわきまへずハなんらんなる人ハ大事に入ぞ元

よろすあつかふべし

一 孔子の弟子ハ四科をそなへ給ふ侍にも四科あり
一つにハ正直忠孝にして極善なる人二つにハ奉公に忠
をつくし私をかへりみざる人三つにハ弓馬の道に達し
心いさぎよき人四つにハ和漢の才芸ある人なり又こ
の四科あり一つにハ胡乱をわきまへて欲念に
ふける人二つにハ不奉公にして人の為をいふそこ
のふ人三つにハ武芸につたなくしてそゞろにやかう
人四つにハ狂言綺語をこのみて人をそしりあざけり面
目とする人なり古人の定めおかれしん

一使者はゆくすゑく主人の陰を心をとゞめてうけあはれて一こともぬしんの義わるくいはくして左右心をそめしてはともへし主人のことをゆかとこしとにうしとやきんちも御口上のかりひ紀の義とそのうとさへを[illegible]ひなるにおとしそはりわいらしうそすら人とりいてやて[illegible]の主人対面あるいは中座へ出てかたひざをそへかしこまりて口上をのへし返事をきゝしけまいる[illegible]わてをうけあはいこ事をふしんあらば返ーしてさつ[illegible]やて義理をあしりにんへ[illegible]しうかくせ人の[illegible]をとゆかれ座席を

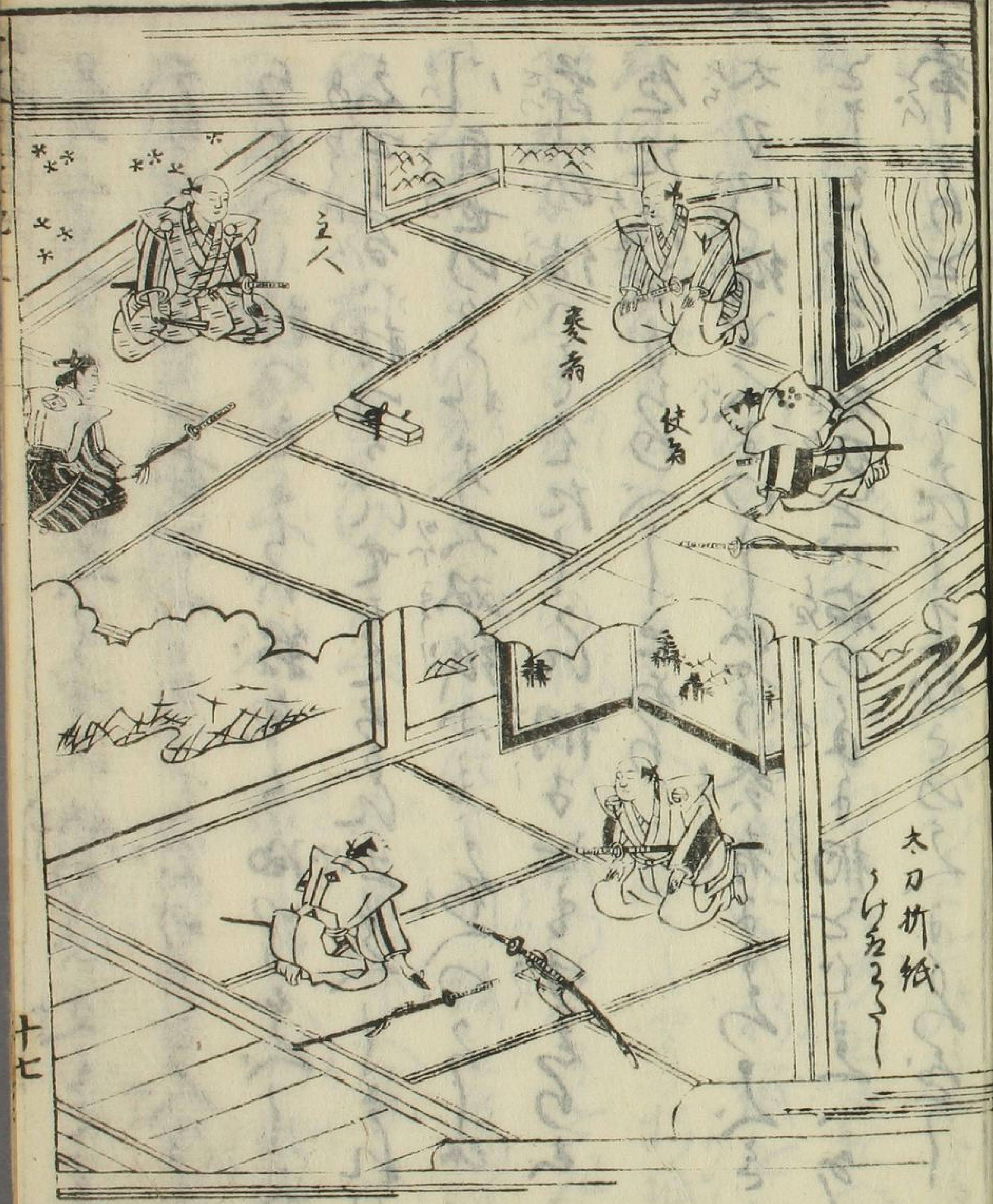

見ゆるやうにあるべからず又憚あらば文をふところ
よりいだしうハ書を上にして名のりを人にむけ
らるべし封つきさらバ結びながら渡すべし文に
悪筆ハ封つゞにせさるれ出さんしきれ合に
川貞世のかゝれたる大双紙にも記つうしと彼
節の侍ハ心えもたしくれ調子とも申まろ
左記にとりふべしとあり
一 太刀折紙を人にわたしいやう奏者にまゐらすべき
とやそのるハ太刀をバ右の手に柄をとりてかし
帯をもとなりにしてひざのうへにかをしつ

わしてあるかのまゝハ太刀なれバ石づきをさきへしても申
かりさて折紙とハ左の手にかけるる方をさきへ納
してもつたし添をそ記ハ畳のきに折紙と包
あげて奏者にみせてうけとるべし添しやう折紙を
下にて太刀とうけ見わたりの所をはじて折紙のつけ記て
中にすべしうけおさめたのしくて折紙とともに右
のきにて太刀とうけとるべし太刀ハ下へ手を入
てとるべし見るなるべし又り添し人折紙をひ
ろげて見せぞいうけおさてつひなるまて折紙
をうちそへひろげて見るべし又太刀のつゝみかくし

左のてとつかをさへてさすべし是口傳故実あり
し又下にて太刀をぬいてはさすに平にして渡べし
一 貴人に太刀を渡す時ハ太刀のむねを右の手
にとりかへし太刀の柄を取り太刀の下へ手を
のへてもち左の手を柄のふちへくはへてさゝへべし
さてなれバ貴人のうけ取べき右の手をひかへおもてにおる
まに又左の手をつかへてさし出しかんしやう時の人
にハ右の手をそへて出すべし三段にかゆべし
一 刀をぬくに目よくひくに刀を左に立て左へ落ひきて
そしおいしろなに抜さばきしてうかひのむねと
左に取て下緒を右のてにもちそへて人の右へ
そむけて鐺を出して渡すべし
一 ぬき刀ハ目下へかたなをむけ右のてに峯金を抱
とつてもち左にて目貫もちてとりて人の右へ
のむくへしたる也のなびくやうにさしかへすべし
一 うしろ刀をばまへ人に出すやうにハさし出すべし
下緒をさきにして右の手にて左の方へ太刀を
出しつく鞘をかり小刀をしとし上にかけ仕合による
一 刀かんぶつのさしてすつるしれなくてもいかに
抜ち柄をらず鍔をもてひぬきくへしてもとむ

それをさしおきちたちがしらまで見さて右手にて下
緒を見てしかうひきぐしけり拵て見よしあらバ一
礼してそのあさきぬをゆみにてふつうそてぬき見べし
さやうぬくる三寸五寸のあひべしりしてくを
見ようわらべそれ刃ぬきそまつたへねひさしひら
ひされバ左人のすへかぶらぐ又右のひざを立之く
ねひきてされバ又人のまへえ女あるべし刀ハはさ
をいらぬれぬくべし
一ぬき刀にむかひくものうちくびの沢をくし居あぶ
てゆるし

一主が刀を人の見んといはんときは小刀をぬきてお
くべし又つかみかけ主人にらんかんとせバ小
刀をぬかぬもの小刀そへまいらすべし
一小刀を貴人に見せやうは柄を下にして客人
の左へむけて左の手を鍔がしらにそへて見せや
あり箸害へとまりとれいもとゝらくかしてとま
にくきがされハとらえそうかり
一主人貴人よりの状ハ左のひざをかゞめて
ゆうけおかうれかり木軍かくけ記さるべし
右侍礼義勝方は第くハ義満将軍の之れ

今川左京太夫氏頼小笠原兵庫助長秀
伊勢武蔵守満忠此三人評定して編ま
るゝ三議一統大双紙のうちより抜粋し
て武士日用の心かけの便とするもの也